

# 多度津町再生可能エネルギー導入計画策定業務 公募型プロポーザル受託者選定実施要領

## 1. 趣旨

多度津町（以下「町」という。）は、令和4年3月2日にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目標としている。

この実現に向けて、「多度津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、ゼロカーボンシティを達成するための取組方針や重点施策等について取りまとめる予定としている。

「多度津町再生可能エネルギー導入計画策定業務」では、環境省が実施する令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用し、本町特有の地域課題を解決する再生可能エネルギー活用の可能性等の状況を把握し、目標設定を検討することを目的に公募型プロポーザルにより受託候補者を選定するため必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

多度津町再生可能エネルギー導入計画策定業務

### (2) 業務内容

別紙「多度津町再生可能エネルギー導入計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の記載の内容とする。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和5年2月末日まで

### (4) 委託上限額

金10,007,800円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は見積もり合わせ時の予定価格となるものではありません。

### (5) 特記事項

本事業は、環境省が実施する令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の採択を受けて実施する。このため、当該補助交付申請が交付決定を受けない場合は、本業務の発注を中止する。なお、本業務の発注が中止された場合であっても、発注者は本プロポーザルに参加した者が本プロポーザルのために要した経費を補償しない。

### (6) 担当課

〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町一丁目1番91号

多度津町住民環境課 環境係

電話：0877-33-4480

FAX：0877-33-2450

E-mail : jyuukan@town.tadotsu.lg.jp

### 3. スケジュール

公募開始から事業者選定までのスケジュール（予定）は以下のとおりとする。

内 容	期 間
公 告（企画提案者の公募開始）	令和4年5月31日
質問書の受付締切	令和4年6月9日
質問書に対する回答	令和4年6月14日
参加申込書受付締切	令和4年6月21日
企画提案書等の受付締切	令和4年6月28日
第1次審査（資格・書類審査）結果通知	令和4年7月上旬
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和4年7月中旬
受託候補者決定、契約交渉、業務委託契約	令和4年7月中旬

※ただし、上記スケジュールは事務上の都合により変更する場合があります。

### 4. 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 参加申込書の提出日時時点で令和4年度多度津町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本業務を適正に履行する能力があることを証することとして、過去5年度（平成29年4月1日から令和4年3月31日の間に完了）において、地方公共団体が発注する「再生可能エネルギーに関する調査計画」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定支援（改定業務含む）を元請として業務完了した実績を有していること。
- (3) 四国地方（香川県、愛媛県、高知県、徳島県）内に本社又は営業所を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (5) 町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

### 5. 実施要領等の交付

本プロポーザルに係る実施要領等は、本町ホームページからダウンロード又は住民環境課窓口で交付する。

### 6. 参加申込書の提出

- (1) 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「プロポーザル方式（公募型）参加申込書（様式第2号）」に必要事項を記入の上、郵便（期間内必着）又は持参にて提出すること。

(2) 添付書類

① 受注実績書（別紙第1号） 1部

過去5年度を限度に受注した同種事業における地方公共団体が発注する「再生可能エネルギーに関する調査計画」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定支援（改定業務含む）を元請として業務完了した実績を全て記載すること。また、その証明書として契約書（写し）等を添付すること。

② 企業の概要が確認できる書類（任意様式、パンフレット可） 1部

(3) 提出期間

令和4年5月31日（火）午前8時30分から令和4年6月21日（火）午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）

(4) 提出先

本要領2(6)に示す担当課

(5) 提出者番号

参加申込書の提出順に提案者番号を付す。

なお、第2次審査の際には、提案者番号順に提案を行う。

## 7. プロポーザル方式の事務手順

(1) 質問の受付及び回答

① 質問の受付

参加申込書など提出書類の作成に関し、質問がある場合は、質問書（任意様式）により電子メールで送付すること。

・ 受付期間

令和4年5月31日（火）午前8時30分から令和4年6月9日（木）午後5時15分まで

・ 提出先

本要領2(6)に示す担当課

※送信件名は「【事業者名】多度津町再生可能エネルギー導入計画策定業務質疑」とし、本文には事業者名、担当者名、担当者連絡先（所属及び電話番号）を必ず記載すること。

② 質問に対する回答

回答は本町ホームページ(<http://www.town.tadotsu.kagawa.jp/>)に掲載する。（質問がなかった場合はその旨を記載）なお、回答に対する再質問は原則として受け付けない。

回答日：令和4年6月14日（火）までに準備ができ次第掲載

(2) 企画提案書及び見積書の提出

① 企画提案書提出届（別紙第2号） 1部

② 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本5部

※仕様書記載の業務内容に沿って提案すること。

### 【項目例】

- 業務実施方針      ○業務手法
- 業務フロー          ○業務工程表
- その他（本業務に対する企画・アイデア等）

③会社概要書（別紙第3号）、業務の実施体制調書（別紙第4号）、配置予定者調書（別紙第5号）  正本1部、副本5部

④見積書（別紙第6号）、積算内訳書（任意様式）各1部

所定の様式により見積書を提出すること。なお、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含む金額とし、各項目の詳細については積算内容が分かるように、業務内容、人員、回数等簡潔にまとめ、任意様式により添付すること。

なお、本見積書は、委託上限額の範囲での提案であることを確認するためのものであり、提出された金額をもって契約するものではありません。

⑤再委託申出書（別紙第7号）

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、事前に書面にて報告し、本町の承諾を得ること。

・提出期間

令和4年5月31日（火）午前8時30分から令和4年6月28日（火）午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）

・提出先

本要領2(6)に示す担当課

・提出方法

郵便（期間内必着）又は持参にて提出すること。

## 8. 審査

### (1) 審査方法

審査は第1次審査（資格審査・書類審査）と第2次審査（プレゼンテーション審査）の2段階で行う。

### (2) 第1次審査

① 第1次審査は、プロポーザル審査委員会事務局（本要領2(6)に示す担当課）において実施する。応募数が5事業者以下の場合は資格審査のみを行い、応募数が5事業者を超える場合は資格審査に加えて書類審査を実施し、第2次審査を行う5事業者を選定する。

② 第1次審査の結果は、企画提案書の提出があった全ての事業者に電子メール通知する。また、第2次審査への選定決定事業者には、実施日時及び場所をあわせて通知する。

③ 第1次審査の評価基準

#### （資格審査）

- ・応募資格及び適格要件を満たしているか。
- ・企画提案書等必要書類の記載事項が整っているか。

#### （書類審査）

- ・別に定める「第2次審査基準表」の基準を準用する。

(3) 第2次審査

- ① プロポーザル審査委員を審査員とし、各提案について、それぞれ審査を行う。
- ② 審査方法は、別表「第2次審査基準表」の基準に基づき、4名の審査委員が審査項目ごとに評価を行った技術評価点の平均点に、価格評価点の得点を加えて競う「総合評価方式」により行う。
- ③ 提案者は第2次審査に出席し、企画提案書等について説明を行う。説明順序は、本要領6(5)により付された説明者の番号の順とする。1事業者当たりの説明時間は30分以内とし、質疑応答を15分以内とする（入退室および審査員の採点時間を含め、合計60分を予定）。

(当日の予定)

順番	提案	質疑応答	審査
1	9:30~10:00 (30分)	10:00~10:15 (15分)	10:15~10:30 (15分)
2	10:45~11:15 (30分)	11:15~11:30 (15分)	11:30~11:45 (15分)
3	13:30~14:00 (30分)	14:00~14:15 (15分)	14:15~14:30 (15分)
4	14:45~15:15 (30分)	15:15~15:30 (15分)	15:30~15:45 (15分)
5	16:00~16:30 (30分)	16:30~16:45 (15分)	16:45~17:00 (15分)

- ④ 説明は業務の担当予定者が行い、第2次審査の出席者は説明者を含め1事業者につき業務の実施体制調書（別紙第4号）、配置予定者調書（別紙第5号）に記載された3名までとする。（原則変更は認めない。）
- ⑤ 企画提案書等を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など、事前に提出された企画提案書等以外の資料を使用しての説明は不可とする。プロジェクト、スクリーン等を利用する場合は、その旨を事前に連絡するものとする。

(4) 受注者の決定及び通知

- ① 第2次審査の合計得点の最も高い提案者を受託候補者として、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合には、次に合計得点の高い者から順に交渉を行い、受注者を決定する。
- ② 受託候補者が複数あるときは、審査会の決議により選定する。
- ③ 応募事業者が1事業者のみの場合でも審査を行い、合計得点が配点の2分の1以上の得点を取得すれば、受託候補者と契約交渉を行い、受注者を決定する。
- ④ 審査結果については、「プロポーザル方式結果通知書（様式第4号）」により通知する。
- ⑤ なお、審査結果や選定に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

## 9. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 本要領4に示すいずれかの要件を満たさなくなったもの。

- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間、提出先に適合しないもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 見積書の見積額が、本要領 2 (4) で示す金額を超えている場合又は、見積額と 積算内訳の合計金額が異なる場合。

## 10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業などに必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 本要領 7 (2) に示す期間以降の提出書類の変更・修正は一切認めない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、多度津町情報公開条例（平成 17 年多度津町条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開することがある。

## 11. 契約の締結等

- (1) 事業者決定後、町と事業者の間で契約を締結する。
- (2) 正当な理由なくして町の指定する期日に契約締結に応じなかった場合は、事業者資格を取消し、町は契約を締結しないことがある。
- (3) 事業決定から契約締結までの間に、契約の履行が確実でない又は提案内容と事業内容に著しい相違があると町が判断したときは、事業者としての資格を取消し、契約を締結しないことがある。
- (4) 町との打ち合わせ協議等は、業務に精通している主任技術者が毎回出席・同行すること。
- (5) 契約締結に要する一切の費用は、事業者が負担する。
- (6) その他、契約に関することは、多度津町契約規則（平成 17 年多度津町規則第 23 号）の規定に従うものとする。